

# 屋外モデルイベント開催支援事業 募集案内

新型コロナウイルス感染予防対策を適切に講じた上で、市が所管する屋外施設においてイベントを開催する事業者等に対して、経費の一部を補助します。

## 1 対象

令和2年9月17日(木)～11月30日(月)に市が所管する屋外施設においてイベントを開催する団体または事業者等

## 2 募集期間

令和2年8月25日(火)～9月9日(水)

(応募数が予定件数に満たない場合には、追加募集を行うことがあります。)

## 3 提出書類

(1)屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請書(様式第1号)

(2)事業計画書(様式第1号の別紙1)

(3)収支計画書(様式第1号の別紙2)

(4)イベント運営に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(5)会場レイアウト図

(6)市税の納付状況に関する証明書(詳しくは6ページをご覧ください。)

## 4 提出方法

郵送又は持参(令和2年9月9日(水)17時必着)

## 5 説明会及び事前相談

以下の日程で説明会を開催します。また、交付申請にあたっては事前相談が必要です。

### 【説明会】

日時:令和2年8月24日(月)10時00分～11時00分

会場:仙台市役所本庁舎2階第3委員会室

申込方法:電話、FAX、Eメールのいずれかで、下記お問い合わせ先へ令和2年8月21日(金)17時までにお申し込みください

(団体名、参加人数、連絡先をお知らせください)。

### 【事前相談】

令和2年8月25日(火)から9月9日(水)9時～17時(土・日・祝を除く)に下記お問い合わせ先までご相談ください(ご来庁の際には事前にご連絡ください)。

提出先・お問い合わせ先

仙台市文化観光局東北連携推進室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎4階

[電話] 022-214-8496 (平日9時から17時) [FAX] 022-214-8456

[Eメールアドレス] bun008620@city.sendai.jp

## 1 事業の目的

- (1)新型コロナウイルス感染予防対策を適切に講じた上で、市が所管する屋外施設において開催されるモデルケースとなるイベントについて、必要経費の一部を補助することにより、イベントの主催団体や関連事業者等を支援します。
- (2)モデルイベントの運営を通じて得られた課題等を検証することにより、「新しい生活様式」に対応した屋外イベントの開催ノウハウの蓄積を図り、屋外イベントの再開に向けた動きを促進します。

## 2 対象者

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- (1)新型コロナウイルス感染予防対策を適切に講じた上で、市が所管する屋外施設において、音楽演奏等のステージや飲食・物販ブースの出店など、まちの賑わい創出に資するイベントを開催する団体または事業者等であること。
  - (2)市内に主な事業所をおく団体または事業者等であること。
  - (3)本市の市税を滞納していない団体または事業者等であること。ただし、市税の徴収の猶予が認められている場合、市税を滞納していないこととして取り扱うものとする。
  - (4)暴力団ではないこと。暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体または事業者等ではないこと。
  - (5)(4)の団体との関係を有していない団体または事業者等であること。
  - (6)宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等ではないこと。
- ※同一申請者が複数の申請をすることはできません。

## 3 対象期間

令和2年9月17日(木)～11月30日(月)までに開催されるイベント

## 4 対象となるイベント会場

市が所管する屋外施設

※会場とする屋外施設の使用や使用可能な時間帯及び使用条件等について、事前に市の担当部署等に確認し、了承を得てください。また、開催にあたっては主催者の責任をもって、近隣への周知徹底をお願いします。

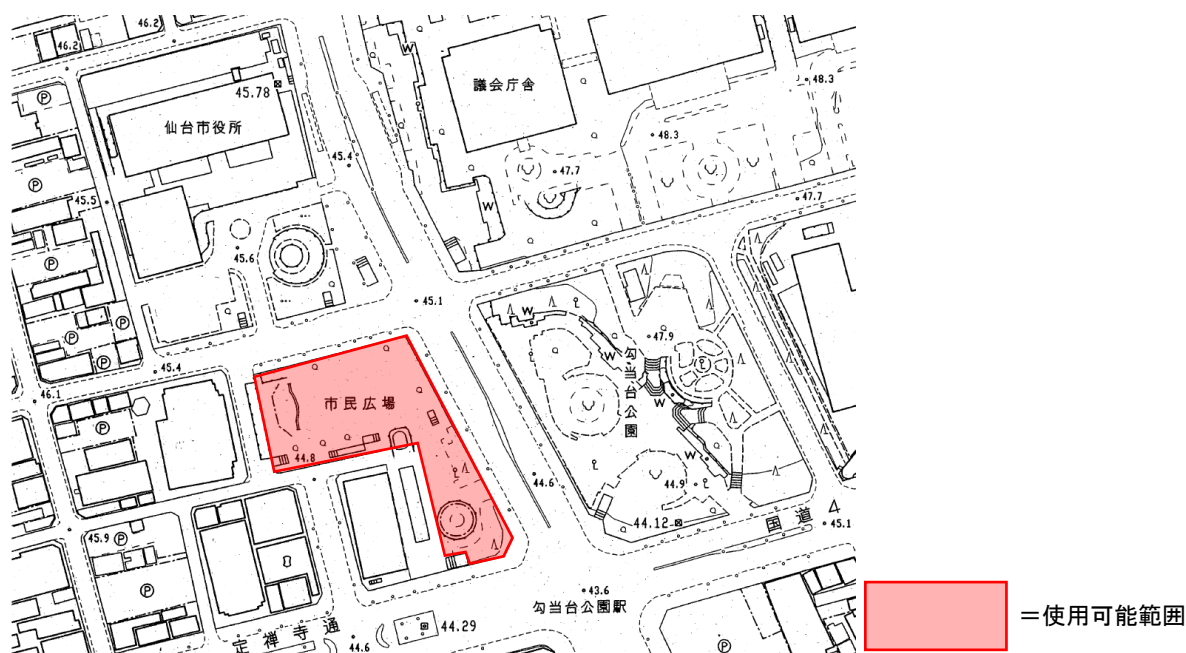
※「勾当台公園市民広場」及び「勾当台公園カフェ前」を会場とする場合、以下の日程で使用可能です。使用を希望される場合はあらかじめ東北連携推進室までご相談ください。但し、使用料は全額、使用者が負担する想定で事業費を積算してください。

9月21日(月・祝)・22日(火・祝)・26日(土)・27日(日)

10月3日(土)・10日(土)・11日(日)

11月7日(土)・8日(日)・14日(土)・15日(日)

※「勾当台公園市民広場」及び「勾当台公園カフェ前」の使用可能範囲については下図を参照してください。



## 5 イベントの開催要件について

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 市民が親しみやすい企画内容であること。
- (2) 市民が広く参加できること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策、公衆衛生及び危険防止等の安全対策が十分に講じられており、「新しい生活様式」に即したモデルイベントの検証対象として適切な事業規模及び企画内容であること。「適切な事業規模」の目安については、以下の①～④を全て満たすものとします。
  - ① 概ね 3,000 m<sup>2</sup>以上の会場を使用するイベントであること。
  - ② イベント参加者の会場への入場管理等の制限を実施しない場合、会場内で参加者が密集する可能性がある集客力を有するイベントであること。
  - ③ 鉄道の沿線に所在するなど、公共交通機関でのアクセスが容易であり参加者が来場しやすい会場で開催されるイベントであること。
  - ④ 会場設営、警備、飲食提供、物販など、幅広いイベント関連事業者の参画を得て開催されるイベントであること。
- (4) 国のイベント開催制限の段階的緩和の目安(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が発出する事務連絡等に基づく)を遵守して開催されること。
- (5) 収支計画が適切であること。
- (6) 宣伝、営利を目的としないこと。
- (7) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又

は主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと。

- (8) 公序良俗に反するものでないこと。
- (9) 参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること。
- (10) 主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること。
- (11) 市または市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がないこと。

※イベントの開催について、事前に宮城県までご相談ください。

(「8月1日以降における催物の開催制限等について(7月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出の事務連絡)」において、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては都道府県への事前相談が必要とされています。)

## 6 新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの策定及び課題検証

- ・本補助金の交付を受けて開催するイベントは、屋外イベントを安全安心に開催することを目的として新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定の上、これに基づき運営いただきます。また、イベントの終了後には、マニュアルの妥当性やイベント運営にあたっての課題等について検証し、仙台市に報告願います。
- ・マニュアルに基づき実施した感染症対策の達成状況や反省点等について、本補助金申請者の意見のみでなく、イベントの出展者や警備員などの運営スタッフ等に対しても幅広くアンケート等を実施し、可能な限り多くの意見等を集約してください。加えて、今後のイベント開催時の課題等についても幅広く検証し、「新型コロナウイルス感染症対策についての効果検証報告書(任意様式)」を提出願います。

## 7 補助金額

- ・補助対象経費の3/4(上限600万円)を補助します。
- ・個別の補助額については、企画内容を審査のうえ予算の範囲内で決定します。申請額どおりに交付されるとは限りません。

## 8 補助予定件数

予算の範囲内で決定します(4件程度)。

## 9 補助対象経費

補助対象となる経費については、以下を参考にしてください。

対象経費費目	主な内容例
感染予防対策関連経費	消毒液やフェイスシールド等の購入に係る経費、サーマルカメラ、ビニールシート等の設置に係る経費 など
イベント運営関連経費	イベントの企画や広報等に係る経費 など
運営スタッフ人件費	イベント運営に係るスタッフの人件費 など
警備費	会場警備、参加者動線の管理等に係る経費 など
会場設営関連経費	ステージ、音響・照明、テント、飲食ブース等の設営に係る経費 など ※屋外イベントにおいて一般的に必要なと認められる経費を超える部分は除きます。
看板製作費	会場内に設置する各種看板の製作に係る経費 など
諸経費	事務局費、雑費 など

※運営スタッフ人件費及び警備費等については、算出方法や算出根拠を収支予算書に記載ください。著しく高額であると判断される場合には、経費の一部のみを認めることがあります。

## 10 補助対象とならない経費

- (1) イベント出演者の出演料
- (2) 運営スタッフ等の飲食代など
- (3) その他、イベントの運営に際して必要性が低いと判断される経費や公的な資金の用途として不適切な経費

## 11 説明会及び事前相談

以下の日時で説明会を開催します。また、申請にあたっては事業計画及び新型コロナウイルス感染症対策等に関して、仙台市へ事前に相談いただく必要があります。事前相談をご希望の際には、お名前、団体名、相談内容、連絡先等を電話または E メールにて文化観光局東北連携推進室までご連絡ください。

### (1) 説明会

- ・日時: 令和2年8月24日(月)10時00分～11時00分
- ・会場: 仙台市役所本庁舎2階第3委員会室
- ・申込方法: 電話、FAX、Eメールのいずれかで、文化観光局東北連携推進室へ令和2年8月21日(金)17時までにお申し込みください(団体名、参加人数、連絡先をお知らせください)。

### (2) 事前相談

令和2年8月25日(火)から9月9日(水)9時～17時(土・日・祝を除く)に文化観光

局東北連携推進室までご相談ください(ご来庁の際には事前にご連絡ください)。

## 12 申請方法

郵送または持参により、下記の提出書類を事務局まで提出してください。

### (1)対象

令和2年9月17日(木)～11月30日(月)に市が所管する屋外施設においてイベントを開催する団体または事業者等

### (2)募集期間

令和2年8月25日(火)～9月9日(水)

### (3)提出書類

①屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第1号の別紙1)

※企画書を添付してください(任意様式。イベントの目的、趣旨、開催日時、実施内容、出演団体、実施体制等がわかるように作成してください。)

③収支予算書(様式第1号の別紙2)

④イベント運営に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

※新型コロナウイルス感染症への対応に関する国及び仙台市のガイドライン等は随時更新されます。申請にあたっては8月25日時点の情報に基づいて、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成してください。

⑤会場レイアウト図

⑥市税の滞納がないことの証明書又は申請者が市税の徴収の猶予を認められている場合は、市税の徴収を猶予している旨を記載した納税証明書(両証明書ともに申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

※各区税務会計課、各総合支所税務住民課で交付しています。

### (3)提出部数

①～③及び⑥については1部ずつ、④及び⑤については3部ずつ提出してください。

(4)提出方法 郵送または持参(令和2年9月9日(水)17時必着)

### (5)申請にあたっての留意事項

- ・提出書類①～③の様式は仙台市ホームページからダウンロードしてください。
- ・提出書類⑤の様式は任意ですが、判別しやすくするため、イベント会場を仕切る柵や入退場口、イベント参加者以外の市民の通行動線については赤字で記載してください。

## 13 審査概要と結果の通知

### (1)審査方法

仙台市が設置する審査委員会において書面審査により選考し、交付対象者を決定します。

交付の決定・不決定に関わらず、9月16日(水)に選考結果を郵送します。

※交付の決定・不決定についての異議申し立て等は一切受け付けません。

## (2)選考の視点

- ①音楽演奏等のステージや飲食・物販ブースの出店など、まちの賑わい創出に寄与するとともに、市民が広く参加できる企画内容となっているか。
- ②イベント参加者とイベント参加者ではない市民が必要以上に接触しないような動線を確保した会場レイアウトが設定されているか。また、公園を会場として使用する場合、イベント参加を目的としない来園者の動線に配慮した会場レイアウトが設定されているか。
- ③国及び自治体による新型コロナウイルス感染症対策に係る通知及びガイドライン等に即した感染症対策について、適切にマニュアルに定められているか。
- ④イベント運営及び新型コロナウイルス感染症対策に必要な体制が適切に構築されているか。
- ⑤「新しい生活様式」に即したモデルイベントの検証対象として適切な事業規模及び企画内容となっているか。また、この観点を踏まえ、他のイベント主催者の参考となるような汎用性が高い実施方法や会場レイアウトが設定されているか。
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る効果検証の方法及び実施体制が適切に定められているか。
- ⑦適切な収支計画が策定されているか。

## 14 実績報告について

イベント終了後 30 日以内に下記書類を郵送及び E メールにてご提出ください。

- (1)実績報告書(様式第9号)
- (2)事業報告書(任意様式)
- (3)収支決算書(様式第9号の別紙 1)
- (4)補助対象経費分の領収書の写し  
※補助対象経費分…収支決算書の補助金欄に記載する費用のこと
- (5)新型コロナウイルス感染症対策についての効果検証報告書
- (6)事業の成果物(製作したチラシ等)

※報告された内容については、今後の「新しい生活様式」に対応した屋外イベント開催の参考とするため、仙台市ホームページ等において公開する予定です。あらかじめご了承ください。

## 15 補助金の交付について

実績報告をいただいたのち、仙台市が補助金額を確定させ、通知します。その後、「屋外モデルイベント開催支援補助金事業交付請求書(様式第11号)」及び仙台市所定の請求書(一般用)を提出してください。

## 16 補助金交付までのスケジュール(予定)

- ・説明会:令和2年8月24日(月)
- ・募集開始:令和2年8月25日(火)
- ・申請締め切り:令和2年9月9日(水)
- ・書類審査:令和2年9月14日(月)
- ・交付決定:令和2年9月16日(水)
- ・イベント開催期間令和2年9月17日(木)～11月30日(月)
- ・実績報告:イベント終了後30日以内

## 17 後援名義使用承認申請書の提出

市が所管する屋外施設の利用にあたっては、仙台市によるイベントの名義後援が必要です。補助対象となった事業については、後援名義使用承認手続きを行っていただきます。本市からの後援名義使用承認後、発信媒体や広報物、成果物等には、下記のとおり表記してください。

「後援 仙台市」

## 18 留意事項

- (1)仙台市が実施するイベント会場の視察や本補助金交付に関連した調査等にご協力ください。
- (2)補助金の交付が決定された事業については、事業名、申請者名(主催者名)等を仙台市ホームページにて公表します。
- (3)新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて、国や地方公共団体による要請内容の変更や、仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインが改訂されることが想定されます。そのため、交付決定後も、仙台市との連絡を密に取り、必要に応じて事業の内容、時期、会場等の計画を適切に修正のうえ事業を進めてください。
- (4)新型コロナウイルス感染症拡大等による外出自粛要請が発表されるなど、特別の必要が生じた場合には、補助金交付が決定した後であっても、事業の中止を求めることがあります。その場合、イベントの開催準備に要した経費について、仙台市が必要と認める範囲で補助金を交付します。
- (5)補助金交付の決定を受けた場合であって、決定の内容または決定に付された条件に不服があるときは、「屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請取下書(様式第4号)」により、補助金交付申請を取り下げることができます。
- (6)イベント等の内容を変更するときは、事前に仙台市にご相談ください。仙台市が事業内容の変更申請が必要と判断した場合には、「屋外モデルイベント開催支援補助金事業変更承認申請書(様式第5号)」にて申請し、承認を受けてください。
- (7)イベント等を中止するときは、「屋外モデルイベント開催支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)」により、申請してください。



- (8)万が一、イベント主催者等が、虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定または交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用した場合、または補助金等の交付の決定の内容や決定に付した条件、その他仙台市補助金等交付規則やこれに基づき市長が行った行政処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合、期限を定めて補助金等を返還していただきます。

## 19 資料及び様式

※仙台市ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.city.sendai.jp/tohokurenke-kikaku/moderuibento/200817.html>)

### 【様式】

- ・屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第1号の別紙1)
- ・収支予算書(様式第1号の別紙2)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金交付決定書(様式第2号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金不交付決定書(様式第3号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金交付申請取下書(様式第4号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金事業変更承認申請書(様式第5号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第7号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金事業中止通知書(様式第8号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金事業実績報告書(様式第9号)
- ・収支決算書(様式第9号の別紙1)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金確定通知書(様式第10号)
- ・屋外モデルイベント開催支援補助金交付請求書(様式第11号)

### 【資料】

- ・資料1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン(十訂版)
- ・資料2 「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)
- ・資料3 市税の滞納がないことの証明交付申請書

## 20 提出先・お問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市文化観光局東北連携推進室

担 当: 中村、小山

電 話: 022-214-8496

FAX: 022-214-8456

E-mail: [bun008620@city.sendai.jp](mailto:bun008620@city.sendai.jp)